

<令和6年度>

## 【久米島町奨学基金貸与生募集】

久米島町では令和6年度に奨学金を必要とする学生を募集いたします。  
希望者は下記の関係書類により教育委員会へ申し込んで下さい。

### (I) 応募資格

1. 大学院・大学・短期大学・専門学校・高等学校のいずれかに在学中の者
2. 保護者が本町の住民基本台帳に記載され、居住期間が2年を超える者
3. 勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学困難な者

### (II) 提出書類

1. 奨学金貸付申請書（様式第1号）  
\*奨学金希望理由・将来の夢等を原稿用紙に記入し（自筆）併せて提出
  2. 奨学生推薦調書（様式第2号）
  3. 住民票謄本（本籍続柄入り）
  4. 在学証明書又は合格通知書
  5. 所得証明書（前年度の世帯全員分）
- ※ 上記様式第1号・2号は教育委員会に備えてありますのでお問い合わせ下さい。  
（町ホームページよりダウンロードできます）

### (III) 申込期間

令和6年2月12日（月）～ 令和6年3月11日（月）

### (IV) 貸与生の区分、貸与月額、募集人員等

区 分	貸与月額	採用予定人員
島内高等学校	15,000	若干名
島外高等学校	20,000	若干名
短期大学・専門学校等（県内）	25,000	若干名
短期大学・専門学校等（県外）	30,000	若干名
大学院及び大学（県内）	30,000	若干名
大学院及び大学（県外）	35,000	若干名
入学支度金（県内）	300,000	若干名
入学支度金（県外）	500,000	若干名

### (V) 奨学資金の貸与及び返還条件

1. 貸与
  - (1) 奨学資金に係る利子は、無利子
  - (2) 貸与期間は、在学する学校の最短の修業期間
  - (3) 貸付決定後に誓約書・保証人（保護者・保護者以外の者）の2名提出
  - (4) 他の奨学金を貸与している者は貸与不可
  - (5) 予算の範囲内で選考委員会の決定による貸与（貸付申請書、推薦調書及び世帯所得等を考慮し決定する）  
※条件等によっては貸与できないことがありますので、ご了承ください。
2. 返還  
貸与終了後（卒業、辞退等）に、返還する。
  - (1) 返還期間  
貸付終了の翌月から6ヶ月経過後に始まり、10年以内に返還する
  - (2) 提出書類
    - ①奨学金借用書・保証人（保護者・保護者以外の者）の2名提出
    - ②奨学金返還計画書
  - (3) 返還方法： 預貯金口座からの口座振替による返済

#### ※ お問い合わせ先

久米島町教育委員会

社会教育班 当間 和明

(TEL : 985-2287)